



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

381	特定非営利活動法人の設立認証の申請	(県民生活課)..... 1
382	〃	(〃)..... 2
383	指定障害児通所支援事業者の指定	(障害福祉課)..... 2
384	社会福祉士及び介護福祉士法による登録特定行為事業者の登録	(〃)..... 3
385	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(〃)..... 3
386	〃	(〃)..... 3
387	指定障害福祉サービス事業者の指定	(〃)..... 3
388	〃	(〃)..... 4
389	指定一般相談支援事業者の指定	(〃)..... 4
390	指定自立支援医療機関の指定	(〃)..... 4
391	〃	(〃)..... 4
392	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課)..... 5
393	〃	(〃)..... 5
394	〃	(〃)..... 5
395	農用地利用配分計画の認可	(〃)..... 5
396	保安林の指定	(森林整備課)..... 6
397	保安林の指定施業要件変更予定	(〃)..... 6
398	普通母樹林の指定の解除	(〃)..... 6
399	道路の区域変更	(道路保全課)..... 7
400	急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)..... 8
401	土砂災害警戒区域の指定の解除	(〃)..... 10
402	土砂災害警戒区域の指定	(〃)..... 10
403	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 10

○ 公安委員会告示

9	鉄砲刀剣類所持等取締法の規定による診断を行う医師の指定 11
10	〃 11

告 示

和歌山県告示第381号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年4月27日まで縦覧に供する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 申請年月日

平成27年2月25日

2 名称

特定非営利活動法人潮都会

3 代表者の氏名

池田隆明

4 主たる事務所の所在地

和歌山県海南市大野中102番地5

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山発祥の伝統釣法、紀州釣り（文政元年、紀州藩十代藩主徳川治宝公が水軒御用地として下屋敷を造り大浦湾でチヌ釣りをしたのが始まりだと言われている。）を次世代に継承する為と海の美化活動に関する事業を目的とする。

また、地域高齢者の為に介護保険法に基づく介護事業を行う事に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第382号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年5月7日まで縦覧に供する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成27年3月3日

2 名称

特定非営利活動法人岩出まなびくらぶ

3 代表者の氏名

増尾敏宏

4 主たる事務所の所在地

和歌山県岩出市相谷620番地 水鉄ガーデンパレス704号

5 定款に記載された目的

この法人は地域の方々に対して、スポーツや文化を通じたまちづくりの推進や子どもの健全育成を推進する事業を行い、地域社会全体に学術、文化、芸術又はスポーツの振興及び普及をすることにより、地域住民の方々々の健康増進と文化活動活性化や世代交流に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第383号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3052500091	通園らっこ	東牟婁郡串本町西向445番地	児童発達支援	社会福祉法人いなほ福祉会	東牟婁郡那智勝浦町中里575番地	平成27.4.1

和歌山県告示第384号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者を次のとおり登録したので、同法附則第20条第2項において準用する同法第48条の8の規定に基づき公示する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

登録番号	事業所の名称	事業所の所在地	実施する特定行為の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	登録年月日
302100043	ケアセンター和の里	橋本市紀見ヶ丘3丁目2番18号	口腔内の喀痰吸引 気管カニューレ内部の喀痰吸引 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養	株式会社公和	橋本市紀見ヶ丘3丁目2番18号	平成27.4.1

和歌山県告示第385号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011400110	社会福祉法人海南市社会福祉協議会下津事業所	海南市下津町上14-6	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	社会福祉法人海南市社会福祉協議会	海南市日方1519-10	平成27.3.31

和歌山県告示第386号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012300277	訪問介護事業所元気	新宮市三輪崎2丁目14番4号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社アシストエイト	新宮市佐野1404番地の9	平成27.3.31

和歌山県告示第387号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250449	エール作業所	田辺市たきない町7-12	就労継続支援B型	知的障害者	社会福祉法人南紀のぞみ会	田辺市たきない町21-38	平成27.4.1

和歌山県告示第388号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011700758	ふるさとファーム	紀の川市東三谷335-1	就労継続支援B型	知的障害者	社会福祉法人きのかわ福祉会	岩出市根来1557	平成27.4.1

和歌山県告示第389号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3032125167	みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447-2	地域移行支援 地域定着支援	特定無し	社会福祉法人みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447-2	平成27.4.1

和歌山県告示第390号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
アオイ薬局	橋本市高野口町伏原1043-1	—	西前多香哉	平成27.4.1

和歌山県告示第391号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
アオイ薬局	橋本市高野口町伏原1043-1	西前多香哉	平成27.4.1

和歌山県告示第392号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年3月20日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び那賀振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年4月16日まで縦覧に供する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第27号-1	紀の川市登尾字金岡原58外2筆
平成26年度第27号-2	紀の川市打田字小門574外2筆

和歌山県告示第393号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年3月23日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年4月16日まで縦覧に供する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第28号	日高郡美浜町大字和田字河原瀬39-2

和歌山県告示第394号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年3月24日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年4月16日まで縦覧に供する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第29号	西牟婁郡すさみ町周参見字上ミ坂968-2外5筆

和歌山県告示第395号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年3月24日に認可した。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第20号-1	海南市下津野字中筋84外19筆
平成26年度第20号-2	海南市多田字妙見552-3外3筆

和歌山県告示第396号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市鮎川字小川3543の1
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第397号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第398号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第9条第1項の規定により次のとおり普通母樹林の指定を解除したの

で、同条第4項において準用する同法第5条第1項の規定により告示する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定 番号	指定 年月日	種別	樹種	指定場所	面積 (ha)	所有者	
						住所	氏名
25	S46.3.30	普通	スギ ヒノキ	紀の川市中鞆渕字岩瀧59	0.56	紀の川市中鞆渕58	鞆淵八幡神社 代表役員 田 中照巳
66	S46.3.30	普通	スギ ヒノキ	新宮市熊野川町篠尾字親 谷1020	5.00	新宮市田鶴原町2- 2-33	倉家博
67	S46.3.30	普通	スギ ヒノキ	東牟婁郡古座川町長追字 地蔵向565	3.70	東牟婁郡那智勝浦 町二河43	辻光世
70	S46.3.30	普通	スギ ヒノギ	東牟婁郡古座川町小川字 上竹844	1.70	東牟婁郡古座川町 高池9-2	庄司豊伸
71	S46.3.30	普通	ヒノキ	東牟婁郡串本町伊串51 6、524、525	1.40	東牟婁郡串本町伊 串498	勝山恒
72	S46.3.30	普通	スギ ヒノキ	東牟婁郡串本町伊串字品 田772	0.57	東牟婁郡串本町伊 串498	勝山恒
75	S46.3.30	普通	スギ	新宮市口高田字高野3560	5.00	新宮市新宮3750-2 5	玉置高嗣
89	S47.4.27	普通	ヒノキ	紀の川市下鞆渕字彦谷20 46の3	2.04	伊都郡かつらぎ町 笠田東120-1	英典秋
98	S47.4.27	普通	スギ ヒノキ	紀の川市桃山町峯字帯子 212	2.00	伊都郡かつらぎ町 笠田東120-1	英典秋
157	S47.4.27	普通	スギ ヒノキ	東牟婁郡串本町田並上字 山口349	1.50	東牟婁郡串本町田 並1048	尾崎千代寿
161	S47.4.27	普通	スギ ヒノキ	東牟婁郡古座川町小川字 洞平753の3	9.50	東牟婁郡古座川町 高池353	富田又嗣
171	S47.4.27	普通	スギ	新宮市口高田字高野3560	10.00	新宮市新宮3750-2 5	玉置高嗣
176	S47.4.27	普通	スギ ヒノキ	東牟婁郡古座川町小川字 雨郡943から946まで	1.90	東牟婁郡古座川町 高池353	富田又嗣
203	S48.4.26	普通	スギ ヒノキ	紀の川市中鞆渕字岩瀧5 7、59	91.40	紀の川市中鞆渕58	鞆淵八幡神社 代表役員 田 中照巳
249	S48.4.26	普通	ヒノキ	東牟婁郡串本町田並字大 家前15、15の1	0.76	東牟婁郡串本町田 並上17	南紀予滋
258	S48.4.26	普通	ヒノキ	新宮市熊野川町赤木字清 水1970から1971まで、19 77	5.36	三重県南牟婁郡紀 宝町成川855-10	浦木裕子
260	S48.4.26	普通	スギ ヒノキ	東牟婁郡北山村大字七色 字市老谷770	12.20	三重県南牟婁郡紀 宝町成川856	浦木林業株式 会社
302	S49.5.28	普通	スギ	新宮市熊野川町篠尾字大 森1152の3、1152の4	7.50	新宮市田鶴原町2- 2-33	倉家博

和歌山県告示第399号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告

示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 紀伊停車場田井ノ瀬線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
和歌山市弘西字川心1126番4地 先から同市小豆島字椰ノ坪125 番5地先まで	旧	8.60) 29.50	1,171.80	一般国道24号 重複区間 L=310.00
同上	新	8.60) 29.50	1,171.80	一般国道24号 重複区間 L=310.00
和歌山市弘西字長田1252番6地 先から同市小豆島字椰ノ坪125 番5地先まで	新	15.10) 22.00	1,199.07	県道粉河加太線 重複区間 L=497.69

和歌山県告示第400号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 芝地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において標柱1号と9号を結ぶ線は田辺市道北野上平線との官民境界線として、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	田辺市		龍神村福井	芝森口	1754番1	
2号	〃		〃	芝山	2546番	
3号	〃		〃	〃	2547番	
4号	〃		〃	〃	2552番	
5号	〃		〃	向山	2557番1	
6号	〃		〃	簡砂	1948番	
7号	〃		〃	〃	1899番	
8号	〃		〃	中造	1854番	
9号	〃		〃	〃	1834番	

- 2 東上ノ碓3地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	田辺市		龍神村東	下えざ	1132番	
2号	〃		〃	中山	1703番	
3号	〃		〃	〃	1709番	
4号	〃		〃	〃	1709番	
5号	〃		〃	下えざ	1178番	
6号	〃		〃	〃	1156番	

3 長沢地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から11号までを順次結んだ線及び標柱1号と11号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	田辺市		龍神村殿原	長澤	812番	
2号	〃		〃	〃	804番	
3号	〃		〃	〃	1101番	
4号	〃		〃	〃	1101番	
5号	〃		〃	〃	1103番	
6号	〃		〃	〃	1107番1	
7号	〃		〃	〃	760番	
8号	〃		〃	〃	771番	
9号	〃		〃	〃	798番2	
10号	〃		〃	〃	806番	
11号	〃		〃	〃	810番2	

4 殿原小森地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から12号までを順次結んだ線及び標柱1号と12号を結んだ線によって囲まれた区域。この場合において各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	田辺市		龍神村殿原	小森	854番	
2号	〃		〃	〃	856番1	
3号	〃		〃	〃	922番	
4号	〃		〃	〃	983番	
5号	〃		〃	〃	984番1	
6号	〃		〃	〃	990番	
7号	〃		〃	〃	977番	
8号	〃		〃	〃	977番	
9号	〃		〃	〃	966番	
10号	〃		〃	〃	965番2	
11号	〃		〃	〃	931番	
12号	〃		〃	〃	880番	

和歌山県告示第401号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第6項の規定により、次の区域の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

2 土砂災害警戒区域の名称

沼田（180）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第402号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

2 土砂災害警戒区域の名称

生石（25）、生石2（26）、生石3（54）、延坂（176）、黒松（177）、釜中（179）、鷲ヶ峰（333）、瀬井1（322）、瀬井2（324）、中（325）、中峰（326）、彦ヶ瀬（328）、青田1（331）、有原（329）、吉田（332）、小原（334）、大菌（335）、立石（441）、岩野河（442）、大賀畑（337）、長谷（338）、船坂（339）、井口（340）、岩室山（342）、藤波（343）、遠井（15）、本村（16）、山手（49）、小池（51）、北浦（89）、宮原（42）、大蔵（47）、柳（48）、下浦（53）、日物川（22）、上六川（178）、沼田・上沼田（180・327）、上六川2（323）、西（330）、青田2（336）

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第403号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成27年4月3日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3287	岩出市清水字千代362番1の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	平成 27.3.25	6.00	39.61
------	------------------	---	---------------	------	-------

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第9号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条の3第2項（同法第7条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成28年3月31日までとする。

平成27年4月3日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地
篠崎和弘	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1
辻富基美	同上	同上

和歌山県公安委員会告示第10号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定による診断を行う医師を次のとおり指定した。

なお、指定期間は、平成28年3月31日までとする。

平成27年4月3日

和歌山県公安委員会委員長 片山博臣

医師の氏名	勤務する病院名	病院の所在地	診断の対象者
鶴飼聡	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811番地1	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
山本真弘	同上	同上	
篠崎和弘	同上	同上	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者
辻富基美	同上	同上	
篠崎和弘	同上	同上	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
高橋隼	同上	同上	